

入居者総合安心保険【約款】

第1章 総則

第1節 一般条項

- 第1条 この商品と約款、加入内容確認証について
用語の意味
保険期間
被保険者の範囲
複数契約の禁止
契約申込時の告知義務
契約後の通知義務
保険契約の無効、取消
保険契約の失效
保険契約の解除
通知承認前の保険金支払の特則
保険契約の任意解約
解約返戻金
加入コース変更の不可
保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合
更新契約の引受けの中止、または更新契約内容を見直す場合
時効、準拠法および訴訟の提起
- 第2節 保険金請求と保険金支払
保険金の受取人
事故報告の手続き
事故発生による保険契約者および被保険者の義務
保険金請求の手続き
保険金の支払時期
代位
他の保険契約などがある場合の保険金の支払額
保険金支払い後の保険契約の特則
補償上の紛争の処理
時効

第2章 入居者損害安心保険

第1節 家財保険条項

- 第28条 家財保険の目的
第29条 家財保険金を支払う場合
第30条 家財保険金の支払額
第31条 家財保険金を支払わない場合
第32条 損害防止義務および損害防止費用
第33条 損害調査における特則
第34条 残存物および盗難品の帰属

第2節 費用保険条項

- 第35条 費用保険金を支払う場合
第36条 費用保険金の支払額

第3節 修理費用保険条項

- 第37条 修理費用保険金を支払う場合
第38条 修理費用保険金の支払額
第39条 修理費用保険金を支払わない場合

第3章 入居者賠償責任安心保険

第1節 借家人賠償責任保険条項

- 第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合
第41条 借家人賠償責任保険金の支払額
第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合
第43条 損害賠償責任解決の特則
- 第44条 個人賠償責任保険金を支払う場合
第45条 個人賠償責任保険金の支払額
第46条 個人賠償責任保険金を支払わない場合
第47条 損害賠償責任解決の特則

特約条項

別表1 用語の意味 一覧表

別表2 短期率表

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

第1章 総則

第1節 一般条項

第1条 (この商品と約款、加入内容確認証について)

1. 株式会社全管協共済会(以下「当社」といいます)の商品である「入居者総合安心保険」は、火災等の事故から財産を守る「入居者損害安心保険」と、損害賠償責任に備える「入居者賠償責任安心保険」からなる賃貸住宅入居者向けの総合保険です。
2. 「入居者損害安心保険」では、家財保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
3. 「入居者賠償責任安心保険」では、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を対象としています。
4. 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
5. 当社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証としてモバイルインターネットなどの電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条 (用語の意味)

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めとおりです。

第3条 (保険期間)

保険期間は、保険料が領収されていることを条件として、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。

第4条 (被保険者の範囲)

1. この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者、その同居の親族および賃貸借契約上の同居人とします。
ただし、借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。
2. 前項における被保険者との続柄は、損害の原因となった事故が生じた時点におけるものとします。
3. 事故発生時において、第1項に掲げる被保険者以外の者が被保険者とともに入居物件に居住していたとしても、被保険者に含みません。

第5条 (複数契約の禁止)

この保険契約の被保険者は、重複して当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。

また、当社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

第6条 (契約申込時の告知義務)

保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険(損害発生の可能性をいいます)に関する重要な事項のうち、他の保険契約に関する事項など当社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めるもの(他の保険契約には当社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます)について、事実を告げなければなりません。

第7条 (契約後の通知義務)

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくこれらの変更すべき内容を当社に告げ、当社の承認を請求しなければなりません。

- ① 保険契約者の住所変更がある場合
② 保険契約者の名称(個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号)変更がある場合
③ 被保険者の姓名変更がある場合
④ 被保険者数に変更が生じた場合
⑤ 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
⑥ 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合

2. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当社に通知しなければなりません。
- ① 保険期間の開始前に家財保険の目的の全部が滅失した場合
② 保険期間の開始日以降、家財保険の目的の全部が滅失(入居物件から失去したときも含みます)した場合
③ 入居物件が住居以外の用途に変更された場合

第8条 (保険契約の無効、取消)

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約申込前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの方が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの方が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
- ③ 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険契約申込書に明記しなかった場合
- ④ 第4条(被保険者の範囲)に該当する被保険者数について虚偽の告知があった場合
- ⑤ 前条(契約後の通知義務)第2項第①号に定める事由に該当する場合
2. 前項の規定により無効とされた保険契約に対し領収していた保険料は、全額を返戻します。
- ただし、前項第①号または第②号に掲げる場合は、保険料は返戻しません。
3. 本条第1項の規定により無効とされた保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。
4. 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの方が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)による詐欺または強迫行為があった場合、当社はこの保険契約を取消すことができます。
5. 前項の規定により保険契約を取消した場合は、保険料は返還しません。
6. 本条第4項の規定により保険契約を取消した場合は、取消した保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。

第9条 (保険契約の失効)

1. 第1条(この商品と約款について)第2項に定める入居者損害安心保険(家財保険、費用保険、修理費用保険)は、1回の事故で支払う家財保険金が次の各号のいずれかに達したときは、その保険金支払いの原因となつた事故が発生した時点で失効するものとします。
 - ① 加入内容確認証に記載の家財保険金額(以下「家財保険金額」とします)
 - ② 事故時における家財保険の目的の再調達価額
2. 第1条(この商品と約款について)第3項に定める入居者賠償責任安心保険(借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険)は、1回の事故で支払う借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金のいずれかが、加入内容確認証に記載の保険金額に達したときは、その保険金支払いの原因となつた事故が発生した時点で失効するものとします。
3. 第7条(契約後の通知義務)第2項第②号に掲げる事由に該当する場合は、入居者損害安心保険および入居者賠償責任安心保険がその時点をもって失効するものとします。
4. 本条第1項から第3項の規定により失効となった場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないます。

第10条 (保険契約の解除)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、その事由が生じた時点から将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ② 被保険者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合
 - ③ 保険金の請求にあたり、被保険者またはこの者の法定代理人(この者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が詐欺をおこない、またはおこなおうとした場合
 - ④ 第8条(保険契約の無効、取消)第1項第③号または第④号に定める無効事由に該当する場合を除き、第6条(契約申込時の告知義務)に定める告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合。
- ただし、保険契約の締結の時において、当社がその事実を知っていた場合、または過失によって知らなかつた場合は解除することはできません。

また、当社がその事実を知ったときから1ヶ月以内に解除を行わなかつた場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合も解除することはできないものとします。

⑤ 第7条(契約後の通知義務)第2項第③号の場合

2. 保険契約を解除した場合の保険料および支払済保険金の扱いは、次の各号のとおりとします。
 - ① 前項第①号の事由による解除の場合は、保険料の返戻をおこないません。すでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。
 - ② 前項第②号から第⑤号の事由による解除の場合は、保険契約期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、保険料の返戻をおこないます。すでに支払われた保険金がある場合は、当社はその全額を返還請求します。ただし、保険契約の解除事由発生前に生じた事故に対する支払済保険金については、返還請求をおこないません。また、前項第④号の事実に基づかずに発生した事故に対する支払済保険金についても、返還請求をおこないません。

第11条 (通知承認前の保険金支払の特則)

第7条(契約後の通知義務)第1項各号に規定する通知事項について、これを当社が承認するまでに生じた事故については保険金を支払いません。ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。

第12条 (保険契約の任意解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって保険契約を解約することができます。
この場合、保険契約者が申し出た日以降の日付で保険契約者が指定する解約日の24時にて保険期間は終了し、第13条(解約返戻金)に定める算出基準をもって解約返戻金を支払います。

第13条 (解約返戻金)

1. 解約返戻金は、次の算式により算出します。
$$\text{解約返戻金} = \text{契約保険料} \times \text{既経過月数に応する短期率}$$
2. 解約返戻金算出のための既経過月数に応する短期率は、「別表2 短期率表」によります。
3. 既経過月数とは、保険契約期間の初日から解約日までの既経過月数とします。
なお、1ヶ月以内の端日数は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

第14条 (加入コース変更の不可)

保険契約者は、加入コースを保険期間の中途において、他のコースに変更することはできません。

第15条 (保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合)

1. 当社は、保険期間中に想定外の事象によって経営悪化した場合や、この商品が不採算となつた場合は、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、遅滞なく保険契約者へ通知します。
2. 当社は、保険金支払対象となる事故が多数発生し、それによって経営悪化した場合や、この商品が不採算となつた場合は、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。変更後の内容については、遅滞なく保険契約者へ通知します。

第16条 (更新契約の引受けの中止、または更新契約内容を見直す場合)

1. 当社は、当社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となり契約引受けが困難となつた場合は、当社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。更新しない旨については、契約満了日の60日前までに保険契約者へ通知します。
2. 当社は、当社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となつた場合は、当社の定めるところにより更新契約の保険料、その他契約内容の見直しをおこなうことがあります。変更後の内容については、契約満了日の30日前までに保険契約者へ通知します。

第17条 (時効、準拠法および訴訟の提起)

1. 保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。
2. この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
3. この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払

第18条（保険金の受取人）

保険金の受取人は被保険者とします。

第19条（事故報告の手続き）

保険契約者または被保険者は、事故が生じたことを知ったときは、その日から30日以内に次の各号に掲げる内容を当社に報告しなければなりません。

- ① 事故の発生日時
- ② 発生場所
- ③ 事故の状況
- ④ 損害の内容
- ⑤ 前各号について、これらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）

1. 保険契約者または被保険者は、前条(事故報告の手続き)の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。

- ① 損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること
- ② 借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合には、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ③ 個人賠償責任保険の場合は、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ④ 借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
- ⑤ 借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること
- ⑥ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること

2. 当社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条(事故報告の手続き)または前項各号のいずれかの義務に違反したときは、次の各号の規定に従い、家財保険金、費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金(以下「各保険金」といいます)の支払額を決定します。

- ① 前条(事故報告の手続き)、前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
- ② 前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。
- ③ 前項第⑤号の義務に違反した場合は、当社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差引いて、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金を支払います。
- ④ 前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使をすることによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差引いて、各保険金を支払います。

第21条（保険金請求の手続き）

1. 被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類、その他当社が必要と認める書類を、次の各号に定める期間内に提出しなければなりません。

なお、この期間を越えた場合でも、保険金請求権が時効消滅しない限り、保険金を支払います。

- ① 家財保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ② 費用保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ③ 修理費用保険金の請求
当社への事故報告日からその日を含めて30日以内
- ④ 借家人賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と入居物件の貸主との間で確定したときから30日以内
ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当社の承認を得ることを必要とします。
- ⑤ 個人賠償責任保険金の請求
損害賠償金の額が被保険者と被害者との間で確定したときから30日以内

ただし、損害賠償金の額および内容については事前に当社の承認を得ることを必要とします。

2. 被保険者が、提出書類につき知っている事実を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき(改ざんを含みます)は、当社は保険金を支払いません。

第22条（保険金の支払時期）

1. 当社は、保険金請求に必要な書類を受領した日(以下「請求完了日」といいます)からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。

- ① 事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害の額(保険価額を含みます)および事故と損害との関係
- ④ この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 前項にかかるわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。

- ① 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
- ② 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合 60日
- ④ 前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかつた場合を含みます)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

第23条（代位）

1. 当社は、第29条(家財保険金を支払う場合)、第37条(修理費用保険金を支払う場合)、第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第44条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払ったときは、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権(以下「被保険者債権」といいます)を取得します。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
- ② 前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
ただし、当社は取得した権利を放棄することができます。

2. 前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項の被保険者債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条（他の保険契約などがある場合の保険金の支払額）

第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約(以下「他の保険契約」といいます)がある場合は、当社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条（保険金支払い後の保険契約の特則）

1. 家財保険金の支払いがある場合において、支払った家財保険金が家財保険金額、または事故時における家財保険の目的の再調達価額のいずれにも達していない場合は、当社は家財保険金額を減額しません。

2. 借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金の支払いがある場合において、支払った保険金が加入内容確認証に記載の保険金額に達していない場合は、当社は保険金額を減額しません。

第26条（補償上の紛争の処理）

- 再調達価額または損害の額について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます)については、半額ずつ負担するものとします。

第27条（時効）

被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 入居者損害安心保険

第1節 家財保険条項

第28条（家財保険の目的）

- 家財保険条項における家財保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する家財とします。
- 次の各号に掲げる物は、家財保険の目的に含まれません。
 - 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます)ならびにこれらに付属品およびこれらに収容されている物
 - 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
ただし、第29条(家財保険金を支払う場合)第2項に該当する被保険者の生活用の「通貨・預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます)・交通機関の搭乗券(定期券を含みます)」の盗難による損害については、家財保険の目的に含みます。
 - 貴金属(腕時計を含みます)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物
その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物
 - 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - 動物および植物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 置、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら職務の用に供されていないものについては、第1項の家財に含みます。
- 家財保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫(家財保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります)に収容される家財は家財保険の目的に含みます。

第29条（家財保険金を支払う場合）

- 当社は次の各号に掲げる原因によって家財保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な措置によって家財保険の目的について生じた損害も含みます)に対して、家財保険金を支払います。

- 火災
- 破裂または爆発
- 落雷
- 風災・ひょう災・雪災

ただし、台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水・高潮を除きます)、ひょう災または豪雪・なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます)により入居物件が直接の損害を受け、それによって家財保険の目的の損害額が20万円以上となった場合に限ります。

- 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第④号もしくは第4項による損害を除きます。

- 水濡れ

給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第④号もしくは第4項による損害を除きます。

⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動(免責に該当)に至らないものをいいます)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 盗難

当社は盗難(強盗、窃盗またはこれら未遂を含む。以下同様とします)によって家財保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害(回収に要した費用を含みます)に対して、家財保険金を支払います。
ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

- 生活用の通貨の盗難

ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。
イ. 保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届出をしたこと
ロ. 前記イの手続きを遅滞なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと

- 交通機関の搭乗券(定期券を含みます)の盗難

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。

- 前記第①号から第③号以外の家財保険の目的に係る盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害。

3. いたずら

当社はいたずら(未遂事故を含む。以下同様とします)によって家財保険の目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して、家財保険金を支払います。
ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

4. 水害

当社は水害によって家財保険の目的(物置・車庫内に収容されている家財を除きます)に発生した次の各号に掲げる損害に対して、家財保険金を支払います。

- 床上浸水によって損害が生じた場合

- 前記①号にかかわらず、家財保険の目的の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

5. 持ち出し家財

当社は入居物件から外出などで一時的に持ち出した家財保険の目的(自転車、原動機付自転車を除きます)について、日本国内の入居物件以外の建物内で、第1項および第2項第④号の事故によって損害が生じたときは、その損害に対して家財保険金を支払います。
ただし、入居物件以外の建物にはアーケード、地下道などもっぱら通路に利用されるものを除きます。

第30条（家財保険金の支払額）

1. 火災等

前条(家財保険金を支払う場合)第1項各号の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、家財保険金の額は家財保険金額を限度とします。

2. 盗難

前条(家財保険金を支払う場合)第2項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、次の各号のとおりです。

- 通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

- 預貯金証書の盗難の場合は、1事故200万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

- 交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払戻額に準じた額を家財保険金として支払います。

- 前記第①号から第③号以外の家財保険の目的の盗難および、盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額(回収に要した費用を含みます)は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。

ただし、家財保険の目的となる貴金属(腕時計を含みます)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

3. いたずら
前条(家財保険金を支払う場合)第3項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を家財保険金として支払います。
4. 水害
前条(家財保険金を支払う場合)第4項の事由によって支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定め、次の各号の算式によって算出した額を支払います。
- ① 前条第4項第①号の事由による場合
 - イ. 家財保険の目的に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

$$\text{損害の額} \times 100\% = \text{家財保険金}$$
 ただし、家財保険金額を限度とします。
 - ロ. 家財保険の目的に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

$$\text{家財保険金額} \times 10\% = \text{家財保険金}$$
 ただし、1事故60万円を限度とします。
 - ② 前条第4項第②号の事由による場合

$$\text{損害の額} \times 100\% = \text{家財保険金}$$
 ただし、家財保険金額を限度とします。
5. 持ち出し家財
前条(家財保険金を支払う場合)第5項の損害について、支払う家財保険金の支払額は、再調達価額によって定めます。
家財保険金の支払額および支払限度額は次のイおよびロとします。
- イ. 前条(家財保険金を支払う場合)第1項の支払事由に該当する場合は、1事故100万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度として損害の額を支払います。
 - ロ. 前条(家財保険金を支払う場合)第2項第④号の支払事由に該当する場合は、1事故50万円または家財保険金額の20%に相当する金額のいずれか低い額を限度として損害の額を支払います。
- 第31条 (家財保険金を支払わない場合)**
1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって家財保険の目的に生じた損害に対しては、家財保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者もしくはこれら者の法定代理人(これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
 - ② 保険契約者または被保険者が所有しもしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触
 - ③ 第29条(家財保険金を支払う場合)第1項または第4項の事故における家財保険の目的の紛失または盗難
 - ④ 家財保険の目的の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗・摩耗、塩害、さび、かび、変質・変色
 - ⑤ 家財保険の目的の経年劣化
 - ⑥ 家財保険の目的的瑕疵
ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます
 - ⑦ 家財保険の目的に対する加工
ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます
 - ⑧ 家財保険の目的に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます
 - ⑨ 家財保険の目的の電気的事故または機械的事故
ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます
- ⑩ 詐欺または横領
- ⑪ 差押さえ、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使ただし、火災消防または避難に必要な処置に起因して生じた損害を除きます。
2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた家財保険の目的の損害に対する家財保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に対しても同様とします。
- ① 戦争(宣戦の有無を問いません)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穳が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- 第32条 (損害防止義務および損害防止費用)**
1. 保険契約者または被保険者は、第29条(家財保険金を支払う場合)第1項第①号または第②号の事故が生じたときは、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。
 2. 前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条(家財保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として支出した次の各号に掲げる費用の実費を支払います。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用
 - ③ その他、消火活動に有益と当社が判断した物品に係る費用 3. 保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第1項の義務を履行しなかったときは、当社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。
- 第33条 (損害調査における特則)**
- 家財保険の目的に損害が生じたときは、当社は、事故が生じた入居物件または現場を調査すること、またはこれら家の家財保険の目的の全部もしくは一部を調査すること、もしくは一時他に移転することができます。
- 第34条 (残存物および盗難品の帰属)**
1. 当社が第29条(家財保険金を支払う場合)により家財保険金を支払ったときでも、家財保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当社に移転しません。
 2. 盗取された家財保険の目的について、当社が第29条(家財保険金を支払う場合)第2項もしくは第5項の家財保険金を支払う前に回収されたときは、盗難の損害は生じなかったものとみなします。
 3. 盗取された家財保険の目的について、当社が第29条(家財保険金を支払う場合)第2項もしくは第5項の家財保険金を支払ったときは、その家財保険の目的の所有権は、家財保険金の再調達価額に対する割合によって、当社に移転します。
 4. 前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた家財保険金に相当する額を当社に支払い、その盗取された家財保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条 (費用保険金を支払う場合)

- 当社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。
- ① 臨時費用保険金
第29条(家財保険金を支払う場合)第1項の事故によって、家財保険金が支払われる場合は、家財保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
 - ② 残存物取片づけ費用保険金
第29条(家財保険金を支払う場合)第1項の事故によって、当社の家財保険金の支払いがある場合は、損害を受けた家財保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
 - ③ 失火見舞費用保険金
第29条(家財保険金を支払う場合)第1項第①号および第②号の事故で、かつ入居物件が事故の発生元の場合、事故によって第三者の所有物(動産の場合はその所有者によって現に占有されている物で、その

占有する構内にある物に限ります)に滅失、破損、き損または汚損が生じ、当社の家財保険金の支払いがある場合は、失火見舞費用保険金を支払います。

④ 賃借費用保険金

第29条(家財保険金を支払う場合)第1項から第4項までの事故によって入居物件が半損以上となり、当社の家財保険金の支払いがある場合は、新たに賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用に対し、賃借費用保険金を支払います。

ただし、賃借費用保険金の範囲は、損害が生じたときから1ヶ月以内に実際にかかった次のイからハまでに該当する費用に限ります。

イ. 賃貸住宅を賃借するために支出した仲介手数料および礼金
ただし敷金、保証金など、将来返戻される性質を有するものを除きます。

ロ. 入居物件から、新たに賃借する賃貸住宅もしくは宿泊施設へ家財保険の目的を運送するために支出した費用
ただし、運送業者に対して支出した費用およびレンタカー費用に限ります。

ハ. 宿泊施設においてもっぱら宿泊することにのみ支出した費用
ただし、食事代、サービス料等、宿泊に付随して支出した費用を除きます。

⑤ 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって家財保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次のイあるいはロのいずれかに該当する場合は、それによって同時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

イ. 家財保険の目的を収容する入居物件が半焼以上となった場合
ロ. 家財保険の目的が全焼の場合

なお、損害の状況の認定は、イの場合においては入居物件に対しておこない、ロの場合においては家財保険の目的に対しておこないです。

⑥ ドアロック交換費用保険金

日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑦ ピッキング防止費用保険金

入居物件が盗難あるいはいたずらに遭い、玄関ドアのロックを開錠された場合は、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で支出したドアロックの交換費用、もしくは防犯装置設置の費用に対してピッキング防止費用保険金を支払います。

ただし、保険契約者または被保険者が盗難あるいはいたずらがあったことを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第36条 (費用保険金の支払額)

1. 費用保険金の支払額は次の各号のとおりです。

① 臨時費用保険金

臨時費用保険金については、第30条(家財保険金の支払額)第1項の家財保険金の30%に相当する額を、1事故100万円を限度として支払います。

② 残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金については、第30条(家財保険金の支払額)第1項の家財保険金の10%に相当する額を限度として実費を支払います。

③ 失火見舞費用保険金

失火見舞費用保険金については、1事故につき、家財保険金額の20%を限度として、損害が生じた世帯および法人の数に20万円を乗じて得た額を支払います。

ただし、家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額をこえるときは、「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

④ 賃借費用保険金

賃借費用保険金については、1事故につき、損害が生じた入居物件の月額賃借料の3ヶ月分相当額もしくは30万円のいずれか低い額を限度として実費を支払います。

ただし、第三者からの損害賠償金として賃借費用に該当する支払いがあった場合は、当社は、その支払いの額と当社の認定額との差額を、賃借費用保険金として支払います。

⑤ 地震火災費用保険金

地震火災費用保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{家財保険金額} \times 5\% = \text{地震火災費用保険金}$$

ただし、家財保険の目的の再調達価額の5%を限度とします。

⑥ ドアロック交換費用保険金

ドアロック交換費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費(工賃等の諸経費を含む。以下同様とします)を支払います。

⑦ ピッキング防止費用保険金

ピッキング防止費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費を支払います。

2. 前項第①号から第④号までの費用保険金については、家財保険金との合計額が家財保険金額をこえるときでも支払います。

第3節 修理費用保険条項

第37条 (修理費用保険金を支払う場合)

1. 当社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。

① 台風・せん風・暴風・豪雪等の風災(こう水、高潮を除きます)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます)

ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の被損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹込みによる損害を含みます)に限ります。

② 入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。

③ 盗難による損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

④ いたずらによる損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑤ 凍結によって破損した入居物件の専用上水道管の損害

ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。

2. 前項各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。

ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

なお、建具の枠は壁に含むものとします。

② 共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、扉、垣根、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供されるもの

③ 一戸建の場合は、門、扉、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

第38条 (修理費用保険金の支払額)

1. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、修理の実費を支払います。

2. 前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故10万円を限度として、修理の実費を支払います。

第39条 (修理費用保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、あるいは保険金を受取る者の故意もしくは過失または法令違反

- ② 保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有しもしくは運転する車両またはその積載物との衝突もしくは接触
 - ③ 加害者である第三者に損害賠償請求すべき事故ただし、加害者である第三者が確認できない場合を除きます。
 - ④ 入居物件の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗・摩耗、塗害、さび、かび、変質・変色
 - ⑤ 入居物件の経年劣化
 - ⑥ 入居物件の瑕疵
 - ⑦ 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊
2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、修理費用保険金は支払いません。なお、その事由が拡大したことによって生じた損害に対しても同様とします。
- ① 戰争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 入居者賠償責任安心保険

第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

1. 当社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由による事故により、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、借家人賠償責任保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破壊または爆発
- ③ 被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合

2. 当社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。

- ① 被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その額をこれから差引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した談話交渉に要した費用
- ④ 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第43条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3. 前各項に掲げる借家人賠償責任保険金は、借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主から請求があった場合は、当社は被保険者からの請求に優先して、その貸主に対し借家人賠償責任保険金を支払います。

4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または

損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。

- ただし次の場合はこの限りではありません。
- ① 損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
 - ② 被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその貸主の承諾があった場合

第41条（借家人賠償責任保険金の支払額）

当社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。

- ① 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額

ただし、次のイ、ロ、ハのとおりとします。

- イ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載の借家人賠償責任保険金額を限度とします。

- ロ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき支払限度額を100万円、免責金額1万円とします。

- ハ. 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第1項第③号のうち、被損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額5万円とします。

- ② 前条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額

ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第42条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意
- ② 保険契約者または被保険者の心神喪失
- ③ 保険契約者または被保険者の指図
- ④ 保険契約者または被保険者による入居物件の改築、増築、取壊し等の工事

2. 当社は、保険契約者または被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ② 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任

- ③ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自転車など主動力が人力であるものを除きます）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ④ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

3. 当社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に対しても同様とします。
- ① 戰争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第43条（損害賠償責任解決の特則）

- 当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について当社に協力しなければなりません。
- 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当社は借家賠償責任保険金を支払いません。

第2節 個人賠償責任保険条項

第44条（個人賠償責任保険金を支払う場合）

- 当社は、日本国内において被保険者が、次の各号に掲げる偶然な事故により、第三者の身体の障害または財物の破損、き損または汚損させたことに対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、個人賠償責任保険金を支払います。
ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

- ① 被保険者の居住の用に供される入居物件（入居物件および敷地内の動産および不動産を含みます）の使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

2. 当社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決目までの遅延損害金を含みます。
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その額をこれから差引くものとします。

- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

- ④ 第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

- ⑥ 第47条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用

- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条（事故発生による保険契約者および被保険者の義務）第1項⑥号または第23条（代位）第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用

3. 前各項に掲げる個人賠償責任保険は、個人賠償責任保険に係る事故に関する損害賠償請求権を有する被害者から請求があった場合は、当社は被保険者からの請求に優先して、その被害者に対し個人賠償責任保険金を支払います。

4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額を限度として、当社に対し個人賠償責任保険金を請求することができます。
5. 被保険者は、個人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。
ただし次の場合はこの限りではありません。

- ① 損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
- ② 被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合、またはその被害者の承諾があった場合

第45条（個人賠償責任保険金の支払額）

- 当社が1事故につき支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。
- ① 前条（個人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第①号に規定する損害賠償金の額

ただし、1事故につき加入内容確認証に記載の個人賠償責任保険金額

を限度とします。

- ② 前条（個人賠償責任保険金を支払う場合）第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
ただし前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第46条（個人賠償責任保険金を支払わない場合）

1. 当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害に對しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務・業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（入居物件の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

- ⑤ 保険契約者または被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

- ⑦ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自転車など主動力が人力であるものを除きます）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壤、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に對しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれら者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人のときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、あるいは保険金を受取る者の故意

- ② 被保険者の心神喪失

- ③ 被保険者の闘争行為

- ④ 被保険者本人またはその指図による暴行または殴打

3. 当社は、次の各号に掲げる事由によって第三者に損害をあたえ、それによって被保険者が被った損害に對しては、個人賠償責任保険金を支払いません。なお、これらの事由によって拡大した損害に對しても同様とします。

- ① 戰争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

- ③ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第47条（損害賠償責任解決の特則）

1. 当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

2. 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当社は個人賠償責任保険金を支払いません。

特約条項

(ペイジー方式支払特約条項)

第1条 (保険料の払込方式)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金による保険料払込方式の他に、郵貯銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかの方法で、ペイジー方式支払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

入居者総合安心保険約款第3条のとおりとする。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、ペイジー方式支払操作を行なったその時点の属する日を領収日とする。
保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が入金を確認後に発行する。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が入金を確認後に発行する。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料コンビニエンスストア払特約条項)

第1条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方法の他に保険料コンビニエンスストア払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

入居者総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、コンビニエンスストアにて支払手続きが完了した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料クレジットカード払特約条項)

第1条 (保険料の払込方法)

1. 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方法の他に保険料クレジットカード払特約を選択することができます。

2. 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員または会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第2条 (責任開始時点)

入居者総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、当社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をおこない、カード会社において信用承認（オーソリゼーション）された時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社がカード会社からの保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

1. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がカード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約に係わる保険料相当額の全額を既に支払っているときは、当社はその支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

2. 前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、第3条の規定を適用します。

3. 第1項の規定による保険料の請求に対し、保険契約者が当該保険料の支払いを怠った場合は、当社は保険契約申込書に記載の保険契約者の住所に宛てた書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。

第6条 (保険料の返還の特則)

入居者総合安心保険約款の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社がカード会社からの保険料相当額の入金を確認した後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接会社に支払った場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約に係わる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この限りではありません。

第7条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料デビットカード払特約条項)

第1条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方法の他に保険料デビットカード払特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

入居者総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、当社がデビットカード端末にて決済の完了を確認した時点の属する日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(保険料口座振替特約条項)

第1条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に現金または送金による保険料払込方法の他に保険料口座振替特約を選択することができます。

第2条 (責任開始時点)

入居者総合安心保険約款第3条のとおりとします。

第3条 (保険料の領収日)

保険料の領収日は、指定口座から振替が完了した日を領収日とします。

第4条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料相当額の入金を確認した後に発行します。

第5条 (口座振替不能の場合の取扱い)

所定の期日に口座振替不能であった場合は、当社は指定口座への保険料の再請求はおこなわず、保険契約者は当社へ保険料を遅滞なく支払なければなりません。

第6条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(法人等契約の被保険者に関する特約条項)

第1条 (特約の適用)

保険契約者が法人等（個人事業主を含みます。以下同様とします。）で、その役員または使用人が入居物件に居住する場合に、保険契約者は法人等契約の被保険者に関する特約を選択することができます。

第2条 (被保険者の範囲)

入居者総合安心保険約款第4条（被保険者の範囲）に関わらず、この特約が適用された保険契約における被保険者は、法人等の役員または使用人で加入内容確認証に記載の入居物件に居住する者およびその同居の親族とします。ただし、当社の他の保険契約の被保険者は除きます。

第3条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

(引越期間中の複数契約に関する特約条項)

第1条 (特約の適用)

入居者総合安心保険約款第5条(複数契約の禁止)第1項の規定にかかる
らず、引越期間中に限り当社の他の保険契約の被保険者となる
ことができます。

第2条 (保険金額の調整)

前条により複数契約の被保険者になるときは、その双方の契約の借家人賠
償責任保険金額を一律1,500万円とします。

第3条 (複数契約の期間)

1. 第1条により複数契約の被保険者になることができるのは、賃貸借契
約の期間が重複している場合に限り、30日を限度とします。
2. 複数契約の重複期間が30日を超えた場合、本契約と重複する保険契約
はその時点をもって失効するものとします。

第4条 (特約保険料)

本特約を付帯することによる保険料の追徴・返還はおこないません。

第5条 (準用規定)

この条項に定めのない事項については、この条項の趣旨に反しないかぎり、
入居者総合安心保険約款の規定を準用します。

別表1
用語の意味一覧表

用語	意義
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超てしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額=損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといいます。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。 例えば、盗難による家財保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。 当社の約款では当社が一方的に解消することをいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。
火災	1. 人の意図に反したまま放火により発生すること 2. 消火の必要がある燃焼現象であること 3. 火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4. 消火のために消防施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といいます。
家財	被保険者が所有する生活用動産で、入居物件内にあるものをいいます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただきためにお渡しする確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン(ドレン管を含めます)は給排水設備には含みません。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で「原付二種」と呼ばれる125cc以下の二輪車を原動機付自転車といいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金を目的とした放火や自殺のために行った放火などがこれにあたります。
更新	保険契約期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出でなければならない義務のことをいいます。
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為(支払い)を行うよう要求できる権利をいいます。
再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で、政令で定めるもの以外のものをいいます。(道路交通法第2条1項9号)
支払責任額	他の保険契約がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

用語の意味一覧表

用語	意義	用語	意義	
重過失	<p>少し注意すれば事故が起きなかつたのに漫然と事態を見過ごしてしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となつた ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となつた ・寝タバコが原因で火災となつた <p>※ 軽度な過失であつても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であつても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。</p>	暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	
心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。	保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当社が責任を負う期間のこととて、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当社は保険金を支払います。	
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。(民法第725条)	保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。	
責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。	保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります)。	
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であつても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。	保険契約	保険契約申込者の申込みを当社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。	
全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であつても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。	保険契約者	自己の名前で当社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。	
損害の額	家財保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。	保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当社に提出する書類のことをいいます。	
損害賠償	他人に与えた損害を填補(てんぽう)し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。	保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「家財保険の目的」とは被保険者の所有する家財を指します。	
代位取得(だいいたくしゆとり)	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。	保険料	被保険者の被る危険を当社が負担するための対価として、保険契約者が当社に支払う金銭のことをいいます。	
第三者	被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。	無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。	
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。	免責	保険金が払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。	
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当社に連絡することをいいます。	免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。	
入居物件	被保険者が入居し、かつ保険契約申込書により告知された戸室または建物を指します。	持ち出し家財	入居物件から旅行等により一時的に持ち出した家財のこと。ただし、入居物件およびその構内以外で、被保険者が所有あるいは賃借しているトランクルーム(貸倉庫)などに保管している被保険者所有の生活用動産を除きます。	
入居物件からの退去	家財の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません)を指します。	約款(やくかん)	保険契約の条文のことをいいます。	
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーへッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管に含むものとします。	床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます)を超えて浸水することをいいます。	
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。	別表2 短期率表		
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。	1年目		
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。	経過月数	1年契約	2年契約
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。	1	64%	79%
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。	2	58%	75%
		3	52%	72%
		4	46%	68%
		5	41%	65%
		6	35%	62%
		7	29%	58%
		8	23%	55%
		9	17%	51%
		10	12%	48%
		11	6%	44%
		12	0%	41%
				24
				-
				0%

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

●家財保険金 表1

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表2の事故の種類ごとの支払限度額をこえない場合	-	この保険契約の支払責任額
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表2の事故の種類ごとの支払限度額をこえる場合	<p>イ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ</p> <p>ロ:再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ</p> <p>ハ:上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合</p>	<p>この保険契約の支払責任額 表2の支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = この保険契約で ただし、他の保険契約がないものとして算出した家財保険金を限度とする</p> <p>再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき家財保険金の額 表2の支払限度額 - $\frac{\text{支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき家財保険金の額}}{\text{この保険契約で支払われるべき家財保険金の額}}$ = 実際に支払う家財保険金 ただし、他の保険契約がないものとして算出した家財保険金を限度とする</p> <p>再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき家財保険金の額 $\frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定があるそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う旨の約定があるそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = 実際に支払う家財保険金 ただし、他の保険契約がないものとして算出した家財保険金を限度とする</p>

●家財保険金 表2

保険約款	事故の種類	1事故あたりの支払限度額
第30条第1項	火災	家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額
第30条第1項	破裂または爆発	
第30条第1項	落雷	
第30条第1項	風災・ひょう災・雪災(損害の額が20万円以上の場合)	
第30条第1項	建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	
第30条第1項	給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水濡れ	
第30条第1項	騒じようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	
第30条第2項第①号	生活用現金	20万円(※1)または実際の損害の額のいずれか低い額
第30条第2項第②号	盗まれた生活用預貯金証書により現金を引き出されたことによる損害	200万円(※1)または実際の損害の額のいずれか低い額
第30条第2項第③号	交通機関の搭乗券	5万円(※1)または実際の損害の額のいずれか低い額
第30条第2項第④号	家財(美術品・貴金属などで、1個または1組の価額が30万円を超えるものは補償対象外)	50万円(※1)または家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額 なお、30万円以下の美術品・貴金属などは、1個または1組10万円を限度とする
第30条第3項	いたずら	30万円(※1)または家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額
第30条第4項 第①号イ第②号	床上浸水により家財保険の目的の再調達価額の30%以上の損害が発生したとき、または床上浸水ではない場合で家財保険の目的の再調達価額の30%以上の損害が発生したとき	家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額
第30条第4項 第①号ロ	床上浸水により家財保険の目的の再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生したとき	60万円(※1)または次の算式により算出した額のいずれか低い額 家財保険金額または家財保険の目的の再調達価額のいずれか低い額×10%(※2)
第30条第4項 第①号ハ	床上浸水により家財保険の目的の再調達価額の15%未満の損害が発生したとき	30万円(※1)または次の算式により算出した額のいずれか低い額 家財保険金額または家財保険の目的の再調達価額のいずれか低い額×5%(※2)
第30条第5項のイ	持ち出し家財	100万円(※1)または家財保険金額の20%(※2)、もしくは家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額
第30条第5項のロ	第29条第1項の事故による損害	50万円(※1)または家財保険金額の20%(※2)、もしくは家財保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額のいずれか低い額
第30条第5項のロ	第29条第2項第④号の事故による損害	

(※1)他の保険契約にこの限度額をこえるものがあるときは、それらの限度額のうち最も高い額

(※2)他の保険契約にこの支払割合をこえるものがあるときは、それらの支払割合のうち最も高い割合

●費用保険金 賠償責任保険 表3

支払責任額の合計額	損害保険金の額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表4の事故の種類ごとの支払限度額をこえない場合	この保険契約の支払責任額
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が表4の事故の種類ごとの支払限度額をこえる場合	$\text{表4の支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う保険金}$ <p style="text-align: center;">ただし、他の保険契約がないものとして算出した保険金を限度とする</p>

●費用保険金 賠償責任保険 表4

保険約款	保険金の種類		1 事故あたりの支払限度額
第36条第1項第①号	臨時費用保険金		100万円(※1)または家財保険金の30%(※2)のいずれか低い額
第36条第1項第②号	残存物取片づけ費用保険金		家財保険金の10%(※2)または残存物の取片づけに必要な費用の実費のいずれか低い額
第36条第1項第③号	失火見舞費用保険金		家財保険金額の20%(※2)または損害が生じた世帯および法人の数に20万円(他の保険契約に、1被災世帯あたりの支払額が20万円をこえるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)を乗じて得た額のいずれか低い額 家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額を超えるときは、「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえる
第36条第1項第④号	賃借費用保険金		損害が発生した入居物件(居室)の月額賃借料(事故直近のもの)の3ヶ月分相当額または30万円(※1)、もしくは賃借費用の実費のいずれか低い額
第36条第1項第⑤号	地震火災費用保険金		家財保険金額の5%(※2) 家財保険金額が家財保険の目的の再調達価額を超えるときは、「家財保険金額」を「家財保険の目的の再調達価額」と読みかえる
第36条第1項第⑥号	ドアロック交換費用保険金		3万円(※1)または交換費用の実費のいずれか低い額
第36条第1項第⑦号	ピッキング防止費用保険金		3万円(※1)または対応費用の実費のいずれか低い額
第38条第1項	修理費用保険金	風災、物体の落下・飛来・衝突・盜難、いたずら	100万円(※1)または修理費用の実費のいずれか低い額
第38条第2項		凍結による専用上水道管の破損	10万円(※1)または修理費用の実費のいずれか低い額
第41条第①号イ	借家人賠償責任保険金	火災、破裂または爆発	借家人賠償責任保険金額
第41条第①号ロ		水濡れ	100万円(※1)
第41条第①号ハ		破損、き損または汚損	30万円(※1)
第41条第②号		訴訟、調停などの費用	損害賠償金と合算して、借家人賠償責任保険金額を限度とする
第45条第①号	個人賠償責任保険金	入居物件の使用または管理および日常生活に起因する事故	個人賠償責任保険金額
第45条第②号		訴訟、調停などの費用	損害賠償金と合算して、個人賠償責任保険金額を限度とする

(※1)他の保険契約にこの限度額をこえるものがあるときは、それらの限度額のうち最も高い額

(※2)他の保険契約にこの支払割合をこえるものがあるときは、それらの支払割合のうち最も高い割合